

～兵庫県発注の建設工事等の受注者の皆さまへ～

★令和3年10月1日から兵庫県の最低賃金が改定されました。★

900円 → 928円

県が締結する契約においては、関係法令の遵守など、公正かつ適正な手続きなどにより、当該業務に関わる労働者の適正な労働条件が確保されることが求められています。

このため、県が締結する契約において、最低賃金額以上の賃金支払いをはじめ、労働関係法令の遵守を求めて、適正な労働条件を確保することにより、労働者の生活の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質の向上に資することを目的とする要綱が制定され、県が発注する建設工事や、建設コンサルタント業務の契約では以下のとおり「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を付して、受注者の皆さまの対応を求めています。

◆ 労働関係法令の遵守、特に最低賃金額以上の賃金支払の徹底

最低賃金額以上の支払など適正な労働条件を確保するため、労働関係法令を遵守する旨の特記事項を契約書に追加しています。

◆ 誓約書の提出

200万円を超える契約を締結する場合には、法令遵守等を盛り込んだ誓約書を県に提出していただきます。(下請契約等の場合も同様)

◆ 下請負者への指導等

契約の相手方には、下請負者等に対して最低賃金法をはじめ労働関係法令の遵守の指導等必要な措置を求めます。

【以下のような場合は、契約解除に至る場合があります。】

- 県が求めた報告を行わない場合や虚偽の報告を行った場合
- 最低賃金法違反で送検された場合

兵庫県発注の建設工事等受注者の皆さまにおかれましては、引き続き最低賃金額以上の賃金支払いをはじめ、労働関係法令の遵守と適正な労働条件の確保をお願いします。